

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案新旧対照表

改 正 案

現

行

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

目次

| | |
|--|--|
| 第一編 総則 | |
| 第一章 通則(第一条―第四条) | |
| 第二章 納税義務(第五条・第六条) | |
| 第二章の二 法人課税信託の受託者等に関する通則(第六条の二・第六条の三) | |
| 第三章 課税所得の範囲(第七条―第十一条) | |
| 第四章 所得の帰属に関する通則(第十二条―第十四条) | |
| 第五章 納税地(第十五条―第二十条) | |
| 第二編 居住者の納税義務 | |
| 第一章 通則(第二十一条) | |
| 第二章 課税標準及びその計算並びに所得控除 | |
| 第一節 課税標準(第二十二条) | |
| 第二節 各種所得の金額の計算 | |
| 第一款 所得の種類及び各種所得の金額(第二十三条―第三十五条) | |
| 第二款 所得金額の計算の通則(第三十六条―第三十八条) | |
| 第三款 収入金額の計算(第三十九条―第四十四条の二) | |
| 第四款 必要経費等の計算 | |
| 第一目 家事関連費、租税公課等(第四十五条・第四十六条) | |
| 第二目 資産の評価及び償却費(第四十七条―第五十条) | |
| 第三目 資産損失(第五十一条) | |
| 第四目 引当金(第五十二条―第五十五条) | |
| 第五目 親族が事業から受ける対価(第五十六条・第五十七条) | |
| 第六目 給与所得者の特定支出(第五十七条の二) | |
| 第四款の二 外貨建取引の換算(第五十七条の三) | |
| 第五款 資産の譲渡に関する総収入金額並びに必要な経費及び取得費の計算の特例(第五十七条の四―第六十二条) | |

目次

| | |
|----------|--|
| 第一編 同上 | |
| 第一章 同上 | |
| 第二章 同上 | |
| 第二章の二 同上 | |
| 第三章 同上 | |
| 第四章 同上 | |
| 第五章 同上 | |
| 第二編 同上 | |
| 第一章 同上 | |
| 第二章 同上 | |
| 第一節 同上 | |
| 第二節 同上 | |
| 第一款 同上 | |
| 第二款 同上 | |
| 第三款 同上 | |
| 第四款 同上 | |
| 第一目 同上 | |
| 第二目 同上 | |
| 第三目 同上 | |
| 第四目 同上 | |
| 第五目 同上 | |
| 第六目 同上 | |
| 第四款の二 同上 | |
| 第五款 同上 | |

第六款 事業を廃止した場合等の所得計算の特例（第六十三条・第六十四条）

第七款 収入及び費用の帰属の時期の特例（第六十五条―第六十七条）

第八款 リース取引（第六十七条の二）

第九款 信託に係る所得の金額の計算（第六十七条の三）

第十款 贈与等により取得した資産に係る利子所得等の金額の計算（第六

十七条の四）

第十一款 各種所得の範囲及びその金額の計算の細目（第六十八条）

第三節 損益通算及び損失の繰越控除（第六十九条―第七十一条）

第四節 所得控除（第七十二条―第七十八条）

第三章 税額の計算

第一節 税率（第八十九条―第九十一条）

第二節 税額控除（第九十二条―第九十五条）

第四章 税額の計算の特例（第九十六条―第一百三条）

第五章 申告、納付及び還付

第一節 予定納税

第一款 予定納税（第一百四十一条―第一百四十六条）

第二款 特別農業所得者の予定納税の特例（第一百七十条―第一百七十二条）

第三款 予定納税額の減額（第一百七十三条―第一百七十四条）

第四款 予定納税額の納付及び徴収に関する特例（第一百五十五条―第一百九十九

条）

第二節 確定申告並びにこれに伴う納付及び還付

第一款 確定申告（第二百二十条―第二百二十三条）

第二款 死亡又は出国の場合の確定申告（第二百二十四条―第二百二十七条）

第三款 納付（第二百二十八条―第二百三十条）

第四款 延納（第二百三十一条―第二百三十七条）

第五款 還付（第二百三十八条―第二百四十二条）

第三節 青色申告（第二百四十三条―第二百五十一条）

第六章 更正の請求の特例（第二百五十二条・第二百五十三条）

第七章 更正及び決定（第二百五十四条―第二百六十条）

第三編 非居住者及び法人の納税義務

第一章 国内源泉所得（第二百六十一条―第二百六十三条）

第二章 非居住者の納税義務

第六款 同上

第七款 同上

第八款 同上

第九款 同上

第十款 各種所得の範囲及びその金額の計算の細目（第六十八条）

第三節 同上

第四節 同上

第三章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第四章 同上

第五章 同上

第一節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第四款 同上

第二節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第四款 同上

第五款 同上

第三節 同上

第六章 同上

第七章 同上

第三編 同上

第一章 同上

第二章 同上

第一節 通則(第百六十四条)

第二節 非居住者に対する所得税の総合課税

第一款 課税標準、税額等の計算(第百六十五条)

第二款 申告、納付及び還付(第百六十六条)

第三款 更正の請求の特例(第百六十七条)

第四款 更正及び決定(第百六十八条)

第三節 非居住者に対する所得税の分離課税(第百六十九条―第百七十三条)

第三章 法人の納税義務

第一節 内国法人の納税義務(第百七十四条―第百七十七条)

第二節 外国法人の納税義務(第百七十八条―第百八十条の二)

第四編 源泉徴収

第一章 利子所得及び配当所得に係る源泉徴収(第百八十一条・第百八十二条)

第二章 給与所得に係る源泉徴収

第一節 源泉徴収義務及び徴収税額(第百八十三条―第百八十九条)

第二節 年末調整(第百九十条―第百九十三条)

第三節 給与所得者の源泉徴収に関する申告(第百九十四条―第百九十八条)

第三章 退職所得に係る源泉徴収(第百九十九条―第百九十三条)

第三章の二 公的年金等に係る源泉徴収(第百九十九条の二―第百九十三条の六)

第四章 報酬、料金等に係る源泉徴収

第一節 報酬、料金、契約金又は賞金に係る源泉徴収(第百九十四条―第百九十六条)

第二節 生命保険契約等に基づく年金に係る源泉徴収(第百九十七条―第百九十九条)

第三節 定期積金の給付補填金等に係る源泉徴収(第百九十九条の二・第百九十九条の三)

第四節 匿名組合契約等の利益の分配に係る源泉徴収(第百九十九条の二・第百九十九条の三)

第五章 非居住者又は法人の所得に係る源泉徴収(第百九十九条の二・第百九十九条の三)

第六章 源泉徴収に係る所得税の納期の特例(第百九十九条の二・第百九十九条の三)

第七章 源泉徴収に係る所得税の納付及び徴収(第百九十九条の二・第百九十九条の三)

第五編 雑則

第五編 雑則

第五編 雑則

第五編 雑則

第五編 雑則

第一節 同上

第二節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第四款 同上

第三節 同上

第三章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第四編 同上

第一章 同上

第二章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第三節 同上

第三章の二 同上

第四章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第三節 定期積金の給付補てん金等に係る源泉徴収(第百九十九条の二・第百九十九条の三)

第四節 同上

第五章 同上

第六章 同上

第七章 同上

第五編 同上

第五編 同上

第五編 同上

第五編 同上

第五編 同上

第五編 同上

第一章 支払調書の提出等の義務(第二百二十四条—第二百三十一条)

第二章 その他の雑則(第二百三十一条—第二百三十七条)

第六編 罰則(第二百三十八条—第二百四十三条)

附則

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 五の五 省略

十六 棚卸資産 事業所得を生ずべき事業に係る商品、製品、半製品、仕掛品、

原材料その他の資産(有価証券及び山林を除く。)で棚卸しをすべきものとして政令で定めるものをいう。

十七 四十三 省略

四十四 決定 第十九条(納税地指定の処分の取消しがあつた場合の申告等の効

力)、第五百五十九条(更正等又は決定による源泉徴収税額等の還付)及び第百

六十条(更正等又は決定による予納税額の還付)の場合を除き、国税通則法第

二十五条(決定)の規定による決定をいう。

四十五 四十八 省略

2 省略

(源泉徴収に係る所得税の納税地)

第十七条 第二十八条第一項(給与所得)に規定する給与等の支払をする者その他

第四編第一章から第六章まで(源泉徴収)に規定する支払をする者のその支払に

つき源泉徴収をすべき所得税の納税地は、その者の事務所、事業所その他これら

に準ずるものでその支払事務を取り扱うもの(以下この条において「事務所等」

という。)のその支払の日における所在地(当該支払の日以後に当該給与等の支

払をする者が事務所等に移転した場合には、当該事務所等の移転後の所在地その

他の政令で定める場所)とする。ただし、公社債の利子、内国法人(第六条の三

第一号(受託法人等)に関するこの法律の適用)の規定により内国法人とされる同

条に規定する受託法人を含む。)が支払う第二十四条第一項(配当所得)に規定

する剰余金の配当その他の政令で定めるものについては、その支払をする者の本

店又は主たる事務所の所在地その他の政令で定める場所とする。

第一章 同上

第二章 同上

第六編 同上

附則

(定義)

第二条 同上

一 五の五 同上

十六 たな卸資産 事業所得を生ずべき事業に係る商品、製品、半製品、仕掛品

、原材料その他の資産(有価証券及び山林を除く。)でたな卸をすべきものとして政令で定めるものをいう。

十七 四十三 同上

四十四 決定 第十九条(納税地指定の処分の取消しがあつた場合の申告等の効

力)の場合を除き、国税通則法第二十五条(決定)の規定による決定をいう。

四十五 四十八 同上

2 同上

(源泉徴収に係る所得税の納税地)

第十七条 第二十八条第一項(給与所得)に規定する給与等の支払をする者その他

第四編第一章から第六章まで(源泉徴収)に規定する支払をする者のその支払に

つき源泉徴収をすべき所得税の納税地は、その者の事務所、事業所その他これら

に準ずるものでその支払事務を取り扱うもの(以下この条において「事務所等」

という。)のその支払の日における所在地(当該支払の日以後に当該給与等の支

払をする者が事務所等に移転した場合には、当該事務所等の移転後の所在地その

他の法律の適用)の規定により内国法人とされる同条に規定する受託法人を含む

。)が支払う第二十四条第一項(配当所得)に規定する剰余金の配当その他の政

令で定めるものについては、その支払をする者の本店又は主たる事務所の所在地

その他の政令で定める場所とする。

(棚卸資産の売上原価等の計算及びその評価の方法)

第四十七条 居住者の棚卸資産につき第三十七条第一項（必要経費）の規定によりその者の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する金額を算定する場合におけるその算定の基礎となるその年十二月三十一日（その者が年の中途において死亡し又は出国をした場合には、その死亡又は出国の時。以下この条から第五十条までにおいて同じ。）において有する棚卸資産（以下この項において「期末棚卸資産」という。）の価額は、棚卸資産の取得価額の平均額をもつてその年十二月三十一日において有する棚卸資産の評価額とする方法その他の政令で定める評価の方法のうちからその者が当該期末棚卸資産について選定した評価の方法により評価した金額（評価の方法を選定しなかつた場合又は選定した評価の方法により評価しなかつた場合には、評価の方法のうち政令で定める方法により評価した金額）とする。

2 前項の選定をすることができる評価の方法の特例、評価の方法の選定の手続、棚卸資産の評価額の計算の基礎となる棚卸資産の取得価額その他棚卸資産の評価に關し必要な事項は、政令で定める。

第十款 贈与等により取得した資産に係る利子所得等の金額の計算

第六十七条の四 居住者が第六十条第一項各号（贈与等により取得した資産の取得費等）に掲げる事由により利子所得、配当所得、一時所得又は雑所得の基因となる資産を取得した場合における当該資産に係る利子所得の金額、配当所得の金額、一時所得の金額又は雑所得の金額の計算については、別段の定めがあるものを除き、その者が引き続き当該資産を所有していたものとみなして、この法律の規定を適用する。

第十一款 各種所得の範囲及びその金額の計算の細目

(扶養親族等の判定の時期等)

第八十五条 省 略

2 第七十九条第二項又は第三項の場合において、居住者の控除対象配偶者又は扶養親族が同項の規定に該当する特別障害者（第八十七条（障害者控除等の適用を受ける者に係る徴収税額）、第九十条第二号ハ（年末調整）、第九十四条第一項第三号（給与所得者の扶養控除等申告書）、第二百三条の三第一号へ（徴

(たな卸資産の売上原価等の計算及びその評価の方法)

第四十七条 居住者のたな卸資産につき第三十七条第一項（必要経費）の規定によりその者の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する金額を算定する場合におけるその算定の基礎となるその年十二月三十一日（その者が年の中途において死亡し又は出国をした場合には、その死亡又は出国の時。次条から第五十条までにおいて同じ。）において有するたな卸資産の価額は、その者がたな卸資産について選定した評価の方法により評価した金額（評価の方法を選定しなかつた場合又は選定した評価の方法により評価しなかつた場合には、評価の方法のうち政令で定める方法により評価した金額）とする。

2 前項の選定をすることができる評価の方法の種類、その選定の手続その他たな卸資産の評価に關し必要な事項は、政令で定める。

第十款 各種所得の範囲及びその金額の計算の細目

(扶養親族等の判定の時期等)

第八十五条 同 上

2 第七十九条第二項又は第三項の場合において、居住者の控除対象配偶者又は扶養親族が同項の規定に該当する特別障害者（第八十七条（障害者控除等の適用を受ける者に係る徴収税額）、第九十条第二号ハ（年末調整）、第九十四条第一項第三号（給与所得者の扶養控除等申告書）、第二百三条の三第一号ホ（徴

収税額)及び第二百三条の五第一項第五号(公的年金等の受給者の扶養親族等申告書)において「同居特別障害者」という。)若しくはその他の特別障害者又は特別障害者以外の障害者に該当するかどうかの判定は、その年十二月三十一日の現況による。ただし、その控除対象配偶者又は扶養親族がその当時既に死亡している場合は、当該死亡の時の現況による。

3、6 省略

(確定所得申告)

第二百二十条 省略

2、5 省略

6 第一項の規定により提出する申告書が第三百三十八条第一項(源泉徴収税額等の還付)又は第三百三十九条第一項若しくは第二項(予納税額の還付)の規定による還付を受けるためのものである場合における第一項の規定の適用については、同項中「翌年二月十六日」とあるのは、「翌年一月一日」とする。

(確定所得申告を要しない場合)

第二百二十一条 省略

2 省略

3 その年において第三十五条第三項(雑所得)に規定する公的年金等(以下この条において「公的年金等」という。)に係る雑所得を有する居住者で、その年中の公的年金等の収入金額が四百万円以下であるものが、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額(利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額、一時所得の金額及び公的年金等に係る雑所得以外の雑所得の金額の合計額をいう。)が二十万円以下であるときは、前条第一項の規定にかかわらず、その年分の課税総所得金額又は課税山林所得金額に係る所得税については、同項の規定による申告書を提出することを要しない。

(前年分の所得税額等の更正等に伴う更正の請求の特例)

第五十三條 確定申告書に記載すべき第二百二十条第一項第一号若しくは第三号から第八号まで(確定所得申告書の記載事項)又は第二百二十三条第二項第一号若しくは第五号から第八号まで(確定損失申告書の記載事項)に掲げる金額につき、修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定を受けた居住者(その相続人を含む

収税額)及び第二百三条の五第一項第五号(公的年金等の受給者の扶養親族等申告書)において「同居特別障害者」という。)若しくはその他の特別障害者又は特別障害者以外の障害者に該当するかどうかの判定は、その年十二月三十一日の現況による。ただし、その控除対象配偶者又は扶養親族がその当時既に死亡している場合は、当該死亡の時の現況による。

3、6 同上

(確定所得申告)

第二百二十条 同上

2、5 同上

(確定所得申告を要しない場合)

第二百二十一条 同上

2 同上

(前年分の所得税額等の更正等に伴う更正の請求の特例)

第五十三條 確定申告書に記載すべき第二百二十条第一項第一号若しくは第三号から第八号まで(確定所得申告書の記載事項)又は第二百二十三条第二項第一号若しくは第五号から第八号まで(確定損失申告書の記載事項)に掲げる金額につき、修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定を受けた居住者(その相続人を含む

。は、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い次の各号に掲げる場合に該当することとなるときは、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日の翌日から二月以内に限り、税務署長に対し、当該各号に規定する金額につき国税通則法第二十三条第一項（更正の請求）の規定による更正の請求（第百五十九条（更正等又は決定による源泉徴収税額等の還付）及び第百六十条（更正等又は決定による予納税額の還付））において「更正の請求」という。）をすることができる。この場合においては、同法第二十三条第三項に規定する更正請求書には、同項に規定する事項のほか、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日を記載しなければならない。

一・二 省略

（更正等又は決定による源泉徴収税額等の還付）

第百五十九条 居住者の各年分の所得税につき国税通則法第二十五条（決定）の規定による決定があつた場合において、その決定に係る第百二十条第一項第六号（源泉徴収税額の控除不足額）に掲げる金額があるときは、税務署長は、その者に対し、当該金額に相当する所得税を還付する。

2 居住者の各年分の所得税につき更正（当該所得税についての処分等（更正の請求に対する処分又は国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。）に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。以下この条及び下一条において「更正等」という。）があつた場合において、その更正等により第百二十条第一項第四号若しくは第六号又は第百二十三条第二項第六号若しくは第七号（源泉徴収税額等）に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その者に対し、その増加した部分の金額に相当する所得税を還付する。

3 省略

4 第一項又は第二項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）の期間は、次の各号に掲げる還付金の区分に応じ当該各号に定める日（同日後に納付された前項に規定する源泉徴収税額に係る還付金については、その納付の日）の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充當をする日（同日前に充當するのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。

一 第一項の規定による還付金 同項の決定の日

二 第二項の規定による還付金 同項の更正等の日の翌日以後一月を経過する日

。は、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い次の各号に掲げる場合に該当することとなるときは、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日の翌日から二月以内に限り、税務署長に対し、当該各号に規定する金額につき国税通則法第二十三条第一項（更正の請求）の規定による更正の請求をすることができる。この場合においては、同法第三項に規定する更正請求書には、同項に規定する事項のほか、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日を記載しなければならない。

一・二 同上

（更正又は決定による源泉徴収税額等の還付）

第百五十九条 居住者の各年分の所得税につき決定があつた場合において、その決定に係る第百二十条第一項第六号（源泉徴収税額の控除不足額）に掲げる金額があるときは、税務署長は、その者に対し、当該金額に相当する所得税を還付する。

2 居住者の各年分の所得税につき更正があつた場合において、その更正により第百二十条第一項第四号若しくは第六号又は第百二十三条第二項第六号若しくは第七号（源泉徴収税額等）に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その者に対し、その増加した部分の金額に相当する所得税を還付する。

3 同上

4 第一項又は第二項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）の期間は、次の各号に掲げる還付金の区分に応じ当該各号に掲げる日（同日後に納付された前項に規定する源泉徴収税額に係る還付金については、その納付の日）の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充當をする日（同日前に充當するのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。

一 第一項の規定による還付金 同項の決定があつた日

二 第二項の規定による還付金（次号に掲げるものを除く。） 次に掲げる場合

(当該更正等が次に掲げるものである場合には、それぞれ次に定める日)

イ 更正の請求に基づく更正(当該請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。イにおいて同じ。)
請求の日の翌日以後三月を経過する日と当該請求に基づく更正の日の翌日以後一月を経過する日とのいずれか早い日

ロ 国税通則法第二十五条の規定による決定に係る更正(当該決定に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含み、更正の請求に基づく更正及びその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の計算の基礎となつた事実のうちに含まれてゐた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われたこと、当該事実のうちに含まれてゐた取り消しうべき行為が取り消されたことその他これらに準ずる政令で定める理由に基づき行われた更正を除く。)
当該決定の日

5 第一項又は第二項の規定による還付金を第一項の決定又は第二項の更正に係る年分の所得税で未納のものに充当する場合には、その還付金の額のうちその充当する金額については、還付加算金を付さないものとし、その充当される部分の所得税については、延滞税を免除するものとする。

6 省 略

(更正等又は決定による予納税額の還付)

第六十条 居住者の各年分の所得税につき国税通則法第二十五条(決定)の規定による決定があつた場合において、その決定に係る第二百二十条第一項第八号(予納税額の控除不足額)又は第二百二十三条第二項第八号(予納税額)に掲げる金額があるときは、税務署長は、その者に対し、当該金額に相当するこれらの規定に規定する予納税額(以下この条において「予納税額」という。)を還付する。

2 居住者の各年分の所得税につき更正等があつた場合において、その更正等により第二百二十条第一項第八号又は第二百二十三条第二項第八号に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その者に対し、その増加した部分の金額に相当する予納税額を還付する。

3 省 略

4 第一項又は第二項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には

の区分に応じそれぞれ次に掲げる日

イ 第二項の更正に係る確定申告書がその確定申告期限までに提出された場合
その確定申告期限
ロ 第二項の更正に係る確定申告書がその確定申告期限後に提出された場合
その提出の日
ハ 第二項の更正が決定に係る更正である場合
その決定があつた日

三 第二項の規定による還付金のうち第百五十二条(各種所得の金額に異動を生じた場合の更正の請求の特例)に規定する事実が生じたことに基づいてされた更正に係るもの
その更正があつた日

5 第一項又は第二項の規定による還付金を第一項の決定又は第二項の更正に係る年分の所得税で未納のものに充当する場合には、その還付金の額のうちその充当する金額については、還付加算金を附さないものとし、その充当される部分の所得税については、延滞税を免除するものとする。

6 同 上

(更正又は決定による予納税額の還付)

第六十条 居住者の各年分の所得税につき決定があつた場合において、その決定に係る第二百二十条第一項第八号(予納税額の控除不足額)又は第二百二十三条第二項第八号(予納税額)に掲げる金額があるときは、税務署長は、その者に対し、当該金額に相当するこれらの規定に規定する予納税額(以下この条において「予納税額」という。)を還付する。

2 居住者の各年分の所得税につき更正があつた場合において、その更正により第二百二十条第一項第八号又は第二百二十三条第二項第八号に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その者に対し、その増加した部分の金額に相当する予納税額を還付する。

3 同 上

4 第一項又は第二項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には

、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）の期間は、第一項又は第二項の規定により還付すべき予納税額の納付の日（その予納税額がその納期限前に納付された場合には、その納期限）の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当するのに適することとなった日がある場合には、その適することとなった日。第二号ロにおいて「充当日」という。）までの期間とする。ただし、次の各号に掲げる還付金の区分に応じ当該各号に定める日数は、当該期間に算入しない。

一 第一項の規定による還付金 その年分の所得税に係る確定申告期限（その確定申告期限後にその予納税額が納付された場合には、その納付の日）の翌日から同項の決定の日までの日数

二 第二項の規定による還付金 その年分の所得税に係る確定申告期限（その確定申告期限後にその予納税額が納付された場合には、その納付の日）の翌日から次に掲げる日のうちいずれか早い日までの日数

イ 第二項の更正等の日の翌日以後一月を経過する日（当該更正等が次に掲げるものである場合には、それぞれ次に定める日）

(1) 更正の請求に基づく更正（当該請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。(1)において同じ。）

当該請求の日の翌日以後三月を経過する日と当該請求に基づく更正の日の翌日以後一月を経過する日とのいずれか早い日

(2) 国税通則法第二十五条の規定による決定に係る更正（当該決定に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含み、更正の請求に基づく更正及びその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の計算の基礎となった事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われたこと、当該事実のうちに含まれていた取り消しうべき行為が取り消されたことその他これらに準ずる政令で定める理由に基づき行われた更正を除く。） 当該決定の日

ロ その還付のための支払決定をする日又はその還付金に係る充当日

、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）の期間は、第一項又は第二項の規定により還付すべき予納税額の納付の日（その予納税額がその納期限前に納付された場合には、その納期限）の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当するのに適することとなった日がある場合には、その適することとなった日）までの期間とする。ただし、次の各号に掲げる還付金については、当該各号に掲げる日数は、当該期間に算入しない。

一 第一項の規定による還付金 その年分の所得税に係る確定申告期限の翌日から同項の決定があつた日までの日数

二 第二項の規定による還付金（その基因となった更正が次のいずれにも該当しないもの及び次号に掲げるものを除く。） その年分の所得税に係る確定申告期限の翌日から、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる日までの日数

イ 第二項の更正に係る確定申告書がその確定申告期限後に提出された場合その提出の日

ロ 第二項の更正が決定に係る更正である場合 その決定があつた日

三 第二項の規定による還付金のうち第百五十二条（各種所得の金額に異動を生じた場合の更正の特例）に規定する事実が生じたことに基づいてされた更正に係るもの その年分の所得税に係る確定申告期限の翌日からその更正があつた日までの日数

5 第一項又は第二項の規定による還付金をその額の計算の基礎とされた予納税額に係る年分の所得税で未納のものに充当する場合には、その還付金の額のうちその充当する金額については、還付加算金を付さないものとし、その充当される部分の所得税については、延滞税を免除するものとする。

6 第三項の規定による還付金については、還付加算金は、付さない。
7 省略

(国内源泉所得)

第六十一条 この編において「国内源泉所得」とは、次に掲げるものをいう。

一 九 省略

十 国内にある営業所又は国内において契約の締結の代理をする者を通じて締結した保険業法第二条第三項(定義)に規定する生命保険会社又は同条第四項に規定する損害保険会社の締結する保険契約その他の年金に係る契約で政令で定めるものに基づいて受ける年金(第二百九条第二号(源泉徴収を要しない年金)に掲げる年金に該当するものを除く。)で第八号ロに該当するもの以外のもの(年金の支払の開始の日以後に当該年金に係る契約に基づき分配を受ける剰余金又は割戻しを受ける割戻金及び当該契約に基づき年金に代えて支給される一時金を含む。)

十一 次に掲げる給付補填金、利息、利益又は差益

イ 第七十四条第三号(内国法人に係る所得税の課税標準)に掲げる給付補填金のうち国内にある営業所が受け入れた定期積金に係るもの

ロ 第七十四条第四号に掲げる給付補填金のうち国内にある営業所が受け入れた同号に規定する掛金に係るもの

ハ 八 省略

十二 省略

(内国法人に係る所得税の課税標準)

第七十四条 内国法人に対して課する所得税の課税標準は、その内国法人が国内において支払を受けるべき次に掲げるものの額(第十号に掲げる賞金については、その額から政令で定める金額を控除した残額)とする。

一・二 省略

三 定期積金に係る契約に基づく給付補填金(当該契約に基づく給付金のうちその給付を受ける金銭の額から当該契約に基づき払い込んだ掛金の額の合計額を

5 第一項又は第二項の規定による還付金をその額の計算の基礎とされた予納税額に係る年分の所得税で未納のものに充当する場合には、その還付金の額のうちその充当する金額については、還付加算金を付さないものとし、その充当される部分の所得税については、延滞税を免除するものとする。

6 第三項の規定による還付金については、還付加算金は、附さない。
7 同上

(国内源泉所得)

第六十一条 同上

一 九 同上

十 国内にある営業所又は国内において契約の締結の代理をする者を通じて締結した保険業法第二条第三項(定義)に規定する生命保険会社又は同条第四項に規定する損害保険会社の締結する保険契約その他の年金に係る契約で政令で定めるものに基づいて受ける年金で第八号ロに該当するもの以外のもの(年金の支払の開始の日以後に当該年金に係る契約に基づき分配を受ける剰余金又は割戻しを受ける割戻金及び当該契約に基づき年金に代えて支給される一時金を含む。)

十一 次に掲げる給付補てん金、利息、利益又は差益

イ 第七十四条第三号(内国法人に係る所得税の課税標準)に掲げる給付補てん金のうち国内にある営業所が受け入れた定期積金に係るもの

ロ 第七十四条第四号に掲げる給付補てん金のうち国内にある営業所が受け入れた同号に規定する掛金に係るもの

ハ 八 同上

十二 同上

(内国法人に係る所得税の課税標準)

第七十四条 同上

一・二 同上

三 定期積金に係る契約に基づく給付補てん金(当該契約に基づく給付金のうちその給付を受ける金銭の額から当該契約に基づき払い込んだ掛金の額の合計額を

控除した残額に相当する部分をいう。)

四 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第四項(定義等)の契約に基づく給付補填金(当該契約に基づく給付金のうちその給付を受ける金銭の額から当該契約に基づき払い込むべき掛金の額として政令で定めるものの合計額を控除した残額に相当する部分をいう。)

五 七 省 略

八 保険業法第二条第二項(定義)に規定する保険会社、同条第七項に規定する外国保険会社等若しくは同条第十八項に規定する少額短期保険業者の締結した保険契約若しくは旧簡易生命保険契約(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二条(法律の廃止)の規定による廃止前の簡易生命保険法第三条(政府保証)に規定する簡易生命保険契約をいう。)又はこれらに類する共済に係る契約で保険料又は掛金を一時に支払うこと(これに準ずる支払方法として政令で定めるものを含む。)その他政令で定める事項をその内容とするもののうち、保険期間又は共済期間(以下この号において「保険期間等」という。)が五年以下のもので及び保険期間等が五年を超えるものでその保険期間等の初日から五年以内(以下この号において「五年以内」という。)に解約されたものに基づく差益(これらの契約に基づく満期保険金、満期返戻金若しくは満期共済金又は解約返戻金の金額からこれらの契約に基づき支払った保険料又は掛金の額の合計額を控除した金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。)

九・十 省 略

(徴収税額)

第二百三条の三 前条の規定により徴収すべき所得税の額は、公的年金等の金額から、次の各号に掲げる公的年金等の区分に応じ当該各号に定める金額を控除した残額に百分の五(第三号に掲げる公的年金等にあつては、百分の十)の税率を乗じて計算した金額とする。

一 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を提出した居住者に対し、その提出の際に經由した公的年金等の支払者が支払う公的年金等(次号に掲げるものを除く。)次に掲げる金額の合計額に当該公的年金等の金額に係る月数を乗じて計算した金額

イ・ロ 省 略

ハ 当該申告書に当該公的年金等の受給者が寡婦又は寡夫である旨の記載がある場合には、二万二千五百円

を控除した残額に相当する部分をいう。)

四 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第四項(定義等)の契約に基づく給付補てん金(当該契約に基づく給付金のうちその給付を受ける金銭の額から当該契約に基づき払い込むべき掛金の額として政令で定めるものの合計額を控除した残額に相当する部分をいう。)

五 七 同 上

八 保険業法第二条第二項(定義)に規定する保険会社、同条第七項に規定する外国保険会社等若しくは同条第十八項に規定する少額短期保険業者の締結した保険契約又はこれに類する共済に係る契約で保険料又は掛金を一時に支払うこと(これに準ずる支払方法として政令で定めるものを含む。)その他政令で定める事項をその内容とするもののうち、保険期間又は共済期間(以下この号において「保険期間等」という。)が五年以下のもので及び保険期間等が五年を超えるものでその保険期間等の初日から五年以内(以下この号において「五年以内」という。)に解約されたものに基づく差益(これらの契約に基づく満期保険金、満期返戻金若しくは満期共済金又は解約返戻金の金額からこれらの契約に基づき支払った保険料又は掛金の額の合計額を控除した金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。)

九・十 同 上

(徴収税額)

第二百三条の三 同 上

一 同 上

イ・ロ 同 上

- 二 省略
- ホ 省略
- ヘ 省略
- 二・三 省略

(公的年金等の受給者の扶養親族等申告書)

第二百三条の五 国内において公的年金等(第三十五条第三項第三号(公的年金等の定義)に掲げる年金その他政令で定めるものを除く。)の支払を受ける居住者は、その公的年金等の支払者から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等の支払者を経由して、その公的年金等に係る所得税の第十七条(源泉徴収に係る所得税の納税地)の規定による納税地(第十八条第二項(納税地の指定)の規定による指定があった場合には、その指定をされた納税地。第四項において同じ。)の所轄税務署長に提出しなければならない。

- 一 省略
- 二 その居住者が特別障害者若しくはその他の障害者又は寡婦若しくは寡夫に該当する場合には、その旨及びその該当する事実
- 三 六 省略
- 二 八 省略

(源泉徴収を要しない年金)

第二百九条 次に掲げる年金の支払をする者は、当該年金については、第二百七条(源泉徴収義務)の規定にかかわらず、所得税を徴収して納付することを要しない。

- 一 第二百七条に規定する契約に基づく年金の年額から当該契約に基づいて払い込まれた保険料又は掛金の額のうち当該年金に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額が政令で定める金額に満たない場合における当該年金

- 二 第二百七条に規定する契約に基づく年金のうち当該年金の支払を受ける者と当該契約に係る保険法(平成二十年法律第五十六号)第二条第三号(定義)に規定する保険契約者とが異なる契約その他の政令で定める契約に基づく年金

(先物取引の差金等決済をする者の告知)

- ハ 同上
- 二 同上
- ホ 同上
- 二・三 同上

(公的年金等の受給者の扶養親族等申告書)

第二百三条の五 同上

- 一 同上
- 二 その居住者が特別障害者又はその他の障害者に該当する場合には、その旨及びその該当する事実
- 三 六 同上
- 二 八 同上

(源泉徴収を要しない年金)

第二百九条 第二百七条(源泉徴収義務)に規定する契約に基づく年金の年額から当該契約に基づいて払い込まれた保険料又は掛金の額のうち当該年額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額が政令で定める金額に満たない場合には、当該年金については、同条の規定にかかわらず、所得税を徴収して納付することを要しない。

(先物取引の差金等決済をする者の告知)

第二百二十四条の五 先物取引の差金等決済をする者（法人税法別表第一（公共法人の表）に掲げる法人その他の政令で定めるものを除く。）は、政令で定めるところにより、その差金等決済をする日までに、その者の氏名又は名称及び住所（国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所。以下この項において同じ。）を、その差金等決済に係る先物取引の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者（以下この項において「商品先物取引業者等」という。）に告知しなければならない。この場合において、当該先物取引の差金等決済をする者は、政令で定めるところにより、当該商品先物取引業者等にその者の住民票の写し、法人の登記事項証明書その他の政令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該商品先物取引業者等は、政令で定めるところにより、当該告知された氏名又は名称及び住所を当該書類により確認しなければならないものとする。

一五 省略

六 金融商品取引法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券の取得をした場合次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める者

イ・ロ 省略

2 前項に規定する先物取引とは、次の各号に掲げる取引又は取得をいい、同項に規定する差金等決済とは、当該各号に掲げる取引又は取得の区分に応じ当該各号に定める決済又は行使若しくは放棄若しくは譲渡をいう。

一・二 省略

三 金融商品取引法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券の取得 当該有価証券に表示される権利の行使（当該行使により同条第二十四項に規定する金融商品品の受渡しが行われることとなるものを除く。）若しくは放棄又は当該有価証券の譲渡

（金地金等の譲渡の対価の受領者の告知）

第二百二十四条の六 金若しくは白金の地金又は金貨若しくは白金貨（以下この条において「金地金等」という。）の譲渡をした者（法人税法別表第一（公共法人の表）に掲げる法人その他の政令で定めるものを除く。）で国内においてその金地金等の譲渡を受けた者からその金地金等の譲渡の対価（その額が政令で定める金額以下のものを除く。）の支払を受けるものは、政令で定めるところにより、その支払を受けるべき時まで、その者の氏名又は名称及び住所（国内に住所を

第二百二十四条の五 同上

一五 同上

六 金融商品取引法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券（同条第二十二項第四号に掲げる取引に係る権利を表示するものに限る。以下この条において同じ。）の取得をした場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める者
イ・ロ 同上

2 同上

一・二 同上

三 金融商品取引法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券の取得 当該有価証券に表示される権利の行使若しくは放棄又は当該有価証券の譲渡

有しない者にあつては、財務省令で定める場所とする。以下この条において同じ。
（）をその金地金等の譲渡を受けた者（金地金等の売買を業として行う者に限る。
以下この条において「支払者」という。）に告知しなければならぬ。この場
合において、その支払を受ける者は、政令で定めるところにより、当該支払者に
その者の住民票の写し、法人の登記事項証明書その他の政令で定める書類を提示
しなければならぬものとし、当該支払者は、政令で定めるところにより、当該
告知された氏名又は名称及び住所を当該書類により確認しなければならぬもの
とする。

（支払調書及び支払通知書）

第二百二十五条 次の各号に掲げる者は、財務省令で定めるところにより、当該各
号に規定する支払（第十号及び第十一号に規定する交付並びに第十三号に規定す
る差金等決済を含む。）に関する調書を、その支払（当該交付及び当該差金等決
済を含む。）の確定した日（第一号又は第八号に規定する支払に関する調書のう
ち無記名の公社債の利子又は無記名の貸付信託、公社債投資信託若しくは公募公
社債等運用投資信託の受益証券に係る収益の分配に関するもの及び第二号又は第
八号に規定する支払に関する調書のうち無記名株式等の剰余金の配当（第二十四
条第一項（配当所得）に規定する剰余金の配当をいう。）又は無記名の投資信託
（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）若しくは特定受益証
券発行信託の受益証券に係る収益の分配に関するもの並びに第七号又は第八号に
規定する支払に関する調書のうち無記名の公社債に係る第二百二十四条第四項（
利子、配当、償還金等の受領者の告知）に規定する償還金に関するものについて
は、その支払をした日。以下この項において同じ。）の属する年の翌年一月三十
一日まで（第二号に規定する支払に関する調書並びに第八号に規定する支払に関
する調書のうち第二号に規定する配当等及び第六十一条第一号の二（国内源泉
所得）に掲げる国内源泉所得に関するものについてはその支払の確定した日から
一月以内とし、第十四号に規定する支払に関する調書についてはその支払の確定
した日の属する月の翌月末日までとする。）に、税務署長に提出しなければなら
ない。

一・二 省略

三 居住者又は内国法人に対し国内において第二百四条第一項各号（報酬、料金
等に係る源泉徴収義務）に掲げる報酬、料金、契約金若しくは賞金、第二百九
条の二（定期積金の給付補填金等に係る源泉徴収義務）に規定する給付補填金

（支払調書及び支払通知書）

第二百二十五条 次の各号に掲げる者は、財務省令で定めるところにより、当該各
号に規定する支払（第十号及び第十一号に規定する交付並びに第十三号に規定す
る差金等決済を含む。）に関する調書を、その支払（当該交付及び当該差金等決
済を含む。）の確定した日（第一号又は第八号に規定する支払に関する調書のう
ち無記名の公社債の利子又は無記名の貸付信託、公社債投資信託若しくは公募公
社債等運用投資信託の受益証券に係る収益の分配に関するもの及び第二号又は第
八号に規定する支払に関する調書のうち無記名株式等の剰余金の配当（第二十四
条第一項（配当所得）に規定する剰余金の配当をいう。）又は無記名の投資信託
（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）若しくは特定受益証
券発行信託の受益証券に係る収益の分配に関するもの並びに第七号又は第八号に
規定する支払に関する調書のうち無記名の公社債に係る第二百二十四条第四項（
利子、配当、償還金等の受領者の告知）に規定する償還金に関するものについて
は、その支払をした日。以下この項において同じ。）の属する年の翌年一月三十
一日まで（第二号に規定する支払に関する調書並びに第八号に規定する支払に関
する調書のうち第二号に規定する配当等及び第六十一条第一号の二（国内源泉
所得）に掲げる国内源泉所得に関するものについては、その支払の確定した日か
ら一月以内）に、税務署長に提出しなければならない。

一・二 同上

三 居住者又は内国法人に対し国内において第二百四条第一項各号（報酬、料金
等に係る源泉徴収義務）に掲げる報酬、料金、契約金若しくは賞金、第二百九
条の二（定期積金の給付補てん金等に係る源泉徴収義務）に規定する給付補て

利息、利益若しくは差益又は第二十條（匿名組合契約等の利益の分配に係る源泉徴収義務）に規定する利益の分配につき支払をする者

四七 省 略

八 非居住者又は外国法人に対し国内において第六十一條第一号の二若しくは第二号から第十二号までに掲げる国内源泉所得、第二十九條第二号（源泉徴収を要しない年金）に掲げる年金又は前号に規定する償還金の支払をする者

九 省 略

十 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者（第六十四條第一項第一号から第三号まで（非居住者に対する課税の方法）に掲げる非居住者をいう。以下この項において同じ。）に対し国内において第二十四條の三第二項（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）に規定する株式等の譲渡の対価の支払をする同条第一項各号に掲げる者又は同条第四項に規定する償還金の交付をする者

十一・十二 省 略

十三 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が国内において行つた第二十四條の五第二項（先物取引の差金等決済をする者の告知）に規定する差金等決済に係る同項に規定する先物取引の同条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者

十四 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対し国内において前条に規定する金地金等の譲渡の対価の支払をする同条に規定する支払者

24 省 略

（支払調書等の提出の特例）

第二百二十八條の四 第二百二十五條第一項（支払調書）、第二百二十六條第一項から第三項まで（源泉徴収票）又は第二百二十七條から前条までの規定により提出するこれらの規定に規定する調書、源泉徴収票及び計算書（以下この条において「調書等」という。）のうち、当該調書等の提出期限の属する年の前々年の一月一日から十二月三十一日までの間に提出すべきであつた当該調書等の枚数として財務省令で定めるところにより算出した数が千以上であるものについては、当該調書等を提出すべき者は、これらの規定にかかわらず、当該調書等に記載すべきものとされるこれらの規定に規定する事項（以下この条において「記載事項」という。）を次に掲げる方法のいずれかによりこれらの規定に規定する税務署長に提供しなければならない。

ん金、利息、利益若しくは差益又は第二十條（匿名組合契約等の利益の分配に係る源泉徴収義務）に規定する利益の分配につき支払をする者

四七 同 上

八 非居住者又は外国法人に対し国内において第六十一條第一号の二若しくは第二号から第十二号までに掲げる国内源泉所得又は前号に規定する償還金の支払をする者

九 同 上

十 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対し国内において第二十四條の三第二項（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）に規定する株式等の譲渡の対価の支払をする同条第一項各号に掲げる者又は同条第四項に規定する償還金の交付をする者

十一・十二 同 上

十三 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が国内において行つた前条第二項に規定する差金等決済に係る同項に規定する先物取引の同条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者

24 同 上

（支払調書等の提出の特例）

第二百二十八條の四 第二百二十五條第一項（支払調書）、第二百二十六條第一項から第三項まで（源泉徴収票）、第二百二十七條（信託の計算書）、第二百二十七條の二（有限責任事業組合等に係る組合員所得に関する計算書）、第二百二十八條第一項から第三項まで（名義人受領の配当所得等の調書）、第二百二十八條の二（新株予約権の行使に関する調書）又は前条の規定により提出するこれらの規定に規定する調書、源泉徴収票及び計算書（以下この条において「調書等」という。）は、当該調書等を提出すべき者が、政令で定めるところによりこれらの規定に規定する税務署長の承認を受けた場合には、当該調書等に記載すべきものとされるこれらの規定に規定する事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体（以下この条において「光ディスク等」という）

一 財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項（電子情報処理組織による申請等）に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用する方法として財務省令で定める方法
二 当該記載事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体（以下この条において「光ディスク等」という。）を提出する方法

2 調書等を提出すべき者（前項の規定に該当する者を除く。）が、政令で定めるところにより第二百二十五条第一項、第二百二十六条第一項から第三項まで若しくは第二百二十七条から前条までに規定する税務署長の承認を受けた場合又はこれらの規定により提出すべき調書等の提出期限の属する年以前の各年のいずれかの年において前項の規定に基づき記載事項を記録した光ディスク等を提出した場合には、その者が提出すべき調書等の記載事項を記録した光ディスク等の提出をもつて当該調書等の提出に代えることができる。

3 第一項の規定により行われた記載事項の提供及び前項の規定により行われた光ディスク等の提出については、第二百二十五条第一項、第二百二十六条第一項から第三項まで又は第二百二十七条から前条までの規定により調書等の提出が行われたものとみなして、これらの規定並びに第二百三十四条（当該職員の質問検査権）、第二百三十六条（身分証明書の携帯等）及び第二百四十二条（罰則）の規定を適用する。

第二百三十八条 省 略

2 省 略

3 第一項に規定するもののほか、第二百二十条第一項、第二百二十五条第一項（年途中で死亡した場合の確定所得申告）若しくは第二百二十七条第一項（年の中途中途で死亡した場合の確定所得申告）（これらの規定を第六十六条において準用する場合を含む。）又は第七十二条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより、第二百二十条第一項第三号（第六十六条において準用する場合を含む。）に規定する所得税の額（第九十五条の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算を同条の規定を適用しないで算出した所得税の額）又は第七十二条第一項第一号若しくは第二項第一号に規定する所得税の額につき所得税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

）の提出をもつて当該調書等の提出に代えることができる。この場合における第二百二十五条第一項、第二百二十六条第一項から第三項まで、第二百二十七条、第二百二十七条の二、第二百二十八条第一項から第三項まで、第二百二十八条の二並びに前条の規定並びに第二百三十四条第一項（当該職員の質問検査権）及び第二百四十二条（罰則）の規定の適用については、当該光ディスク等は、当該調書等とみなす。

第二百三十八条 同 上

2 同 上

4 前項の免れた所得税の額が五百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、五百万円を超えその免れた所得税の額に相当する金額以下とすることができる。

第二百四十三条 省 略

2 前項の規定により第二百三十八条第一項若しくは第三項、第二百三十九条第一項又は第二百四十条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

3 省 略

第二百四十三条 同 上

2 前項の規定により第二百三十八条第一項、第二百三十九条第一項又は第二百四十条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

3 同 上

(法人税法の一部改正)
第二条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 十二の七の七 省略

十二の八 適格合併 次のいずれかに該当する合併で被合併法人の株主等に合併法人株式(合併法人の株式又は出資をいう。)又は合併親法人株式(合併法人との間に当該合併法人の発行済株式等の全部を保有する関係として政令で定める関係がある法人の株式又は出資をいう。)のいずれか一方の株式又は出資以外の資産(当該株主等に対する剰余金の配当等(株式又は出資に係る剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配をいう。)として交付される金銭その他の資産及び合併に反対する当該株主等に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。)が交付されないものをいう。

イ 省略

ロ その合併に係る被合併法人と合併法人(当該合併が新設合併である場合にあっては、当該被合併法人と他の被合併法人)との間にいずれか一方の法人による支配関係その他の政令で定める関係がある場合の当該合併のうち、次に掲げる要件の全てに該当するもの

(1)・(2) 省略

ハ 省略

十二の九 分割型分割 次に掲げる分割をいう。

イ 分割の日において当該分割に係る分割対価資産(分割により分割法人が交付を受ける分割承継法人の株式(出資を含む。 以下第十二号の十六までにおいて同じ。)その他の資産をいう。 以下第十二号の十一までにおいて同じ。)の全てが分割法人の株主等に交付される場合の当該分割

ロ 省略

十二の十 省略

十二の十一 適格分割 次のいずれかに該当する分割で分割対価資産として分割承継法人の株式又は分割承継親法人株式(分割承継法人との間に当該分割承継法人の発行済株式等の全部を保有する関係として政令で定める関係がある法人の株式をいう。)のいずれか一方の株式以外の資産が交付されないもの(当該

(定義)

第二条 同上

一 十二の七の七 同上

十二の八 同上

イ 同上

ロ その合併に係る被合併法人と合併法人(当該合併が新設合併である場合にあっては、当該被合併法人と他の被合併法人)との間にいずれか一方の法人による支配関係その他の政令で定める関係がある場合の当該合併のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

(1)・(2) 同上

ハ 同上

十二の九 同上

イ 分割の日において当該分割に係る分割対価資産(分割により分割法人が交付を受ける分割承継法人の株式(出資を含む。 以下第十二号の十六までにおいて同じ。)その他の資産をいう。 以下第十二号の十一までにおいて同じ。)のすべてが分割法人の株主等に交付される場合の当該分割

ロ 同上

十二の十 同上

十二の十一 同上

株式が交付される分割型分割にあつては、当該株式が分割法人の株主等の有する当該分割法人の株式の数（出資にあつては、金額）の割合に応じて交付されるものに限る。）をいう。

イ 省 略

ロ その分割に係る分割法人と分割承継法人との間にいずれか一方の法人による支配関係その他の政令で定める関係がある場合の当該分割のうち、次に掲げる要件の全てに該当するもの

(1) (3) 省 略

ハ 省 略

十二の十二・十三 省 略

十二の十四 適格現物出資 次のいずれかに該当する現物出資（外国法人に国内にある資産又は負債として政令で定める資産又は負債の移転を行うもの及び外国法人が内国法人に国外にある資産又は負債として政令で定める資産又は負債の移転を行うもの並びに新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に伴う当該新株予約権付社債についての社債の給付を除き、現物出資法人に被現物出資法人の株式のみが交付されるものに限る。）をいう。

イ 省 略

ロ その現物出資に係る現物出資法人と被現物出資法人との間にいずれか一方の法人による支配関係その他の政令で定める関係がある場合の当該現物出資のうち、次に掲げる要件の全てに該当するもの

(1) (3) 省 略

ハ 省 略

十二の十五 省 略

十二の十六 適格株式交換 次のいずれかに該当する株式交換で株式交換完全子法人の株主に株式交換完全親法人の株式又は株式交換完全支配親法人株式（株式交換完全親法人との間に当該株式交換完全親法人の発行済株式等の全部を保有する関係として政令で定める関係がある法人の株式をいう。）のいずれか一方の株式以外の資産（当該株主に対する剰余金の配当として交付される金銭その他の資産及び株式交換に反対する当該株主に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）が交付されないものをいう。

イ 省 略

ロ その株式交換に係る株式交換完全子法人と株式交換完全親法人との間にいずれか一方の法人による支配関係その他の政令で定める関係がある場合の当

イ 同 上

ロ その分割に係る分割法人と分割承継法人との間にいずれか一方の法人による支配関係その他の政令で定める関係がある場合の当該分割のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

(1) (3) 同 上

ハ 同 上

十二の十二・十三 同 上

十二の十四 適格現物出資 次のいずれかに該当する現物出資（外国法人に国内にある資産又は負債として政令で定める資産又は負債の移転を行うもの及び新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に伴う当該新株予約権付社債についての社債の給付を除き、現物出資法人に被現物出資法人の株式のみが交付されるものに限る。）をいう。

イ 同 上

ロ その現物出資に係る現物出資法人と被現物出資法人との間にいずれか一方の法人による支配関係その他の政令で定める関係がある場合の当該現物出資のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

(1) (3) 同 上

ハ 同 上

十二の十五 同 上

十二の十六 同 上

イ 同 上

ロ その株式交換に係る株式交換完全子法人と株式交換完全親法人との間にいずれか一方の法人による支配関係その他の政令で定める関係がある場合の当

該株式交換のうち、次に掲げる要件の全てに該当するもの

(1)・(2) 省略

ハ 省略

十二の十七 適格株式移転 次にいずれかに該当する株式移転で株式移転完全子法人の株主に株式移転完全親法人の株式以外の資産（株式移転に反対する当該株主に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）が交付されないものをいう。

イ 省略

ロ その株式移転に係る株式移転完全子法人と他の株式移転完全子法人との間にいずれか一方の法人による支配関係その他の政令で定める関係がある場合の当該株式移転のうち、次に掲げる要件の全てに該当するもの

(1)・(2) 省略

ハ 省略

十三～二十八 省略

二十九 集団投資信託 次に掲げる信託をいう。

イ・ロ 省略

ハ 特定受益証券発行信託（信託法（平成十八年法律第百八号）第百八十五条第三項（受益証券の発行に関する信託行為の定め）に規定する受益証券発行信託のうち、次に掲げる要件の全てに該当するもの（イに掲げる信託及び次号ハに掲げる信託を除く。）をいう。）

(1)・(5) 省略

二十九の二 法人課税信託 次に掲げる信託（集団投資信託並びに第十二条第四項第一号（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）に規定する退職年金等信託及び同項第二号に規定する特定公益信託等を除く。）をいう。

イ・ロ 省略

ハ 法人（公共法人及び公益法人等を除く。）が委託者となる信託（信託財産に属する資産のみを信託するものを除く。）で、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

(1) 当該法人の事業の全部又は重要な一部（その譲渡につき当該法人の会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百六十七条第一項（第一号又は第二号に係る部分に限る。）（事業譲渡等の承認等）の株主総会の決議（これに準ずるものを含む。）を要するものに限る。）を信託し、かつ、その信

該株式交換のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

(1)・(2) 同上

ハ 同上

十二の十七 同上

イ 同上

ロ その株式移転に係る株式移転完全子法人と他の株式移転完全子法人との間にいずれか一方の法人による支配関係その他の政令で定める関係がある場合の当該株式移転のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

(1)・(2) 同上

ハ 同上

十三～二十八 同上

二十九 同上

イ・ロ 同上

ハ 特定受益証券発行信託（信託法（平成十八年法律第百八号）第百八十五条第三項（受益証券の発行に関する信託行為の定め）に規定する受益証券発行信託のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの（イに掲げる信託及び次号ハに掲げる信託を除く。）をいう。）

(1)・(5) 同上

二十九の二 同上

イ・ロ 同上

ハ 同上

(1) 当該法人の事業の全部又は重要な一部（その譲渡につき当該法人の会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百六十七条第一項（第一号又は第二号に係る部分に限る。）（事業譲渡等の承認等）の株主総会の決議（これに準ずるものを含む。）を要するものに限る。）を信託し、かつ、その信